



2024年6月24日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

当社に対する訴訟に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日付で株式会社キャネットクレジットから訴訟の提起を受けておりましたが、本日2024年6月24日付にて訴訟の変更申立てを受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、2022年9月28日付「株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」において開示のとおり、美容脱毛サロン事業を一部譲受しておりましたが、取得に至る以前において、株式会社ヴィエリスは美容脱毛サロンの利用顧客に対して株式会社キャネットクレジットが取り扱う立替払いのクレジット取引に関して、顧客への提供を行っておりました。

株式会社キャネットクレジットは顧客がこのクレジット取引を利用して、立替払いを行っていましたが、株式会社ヴィエリスに対して、この立替払いの未払い分等について支払い請求を行っていたところすでに株式会社ヴィエリスが営業停止の状況であること、また美容脱毛サロン事業の運営が当社に切り替わっていたことから、その支払いを連帯保証債務として株式会社ヴィエリスを含む当社らに求めるものとして訴えを起しております。

なお、株式会社キャネットクレジットは2023年5月26日付で連帯保証債務支払等請求事件として、東京地方裁判所に提訴していますが、連帯保証債務の支払いとして174,031,670円、およびこれに対する支払い利息を求めるものであります。

本日2024年6月24日付で、株式会社キャネットクレジットより訴訟に関する請求金額を拡張する旨で訴えの変更申立ての提起を受けております。

2. 訴訟を提起した者の概要

(1)	名 称	株式会社キャネットクレジット
(2)	所 在 地	京都府京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町 296 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 榎本 幸雄

3. 訴訟の概要及び訴訟の目的の価額

(1) 訴訟の内容

連帯保証債務支払等請求事件

(2) 訴訟の目的の価額

295,516,920円、およびこれに対する支払い利息

4. 今後の見通し

当社は、株式会社キャネットクレジットの訴えに対して、原告である株式会社キャネットクレジットが信販事業者であることから、免責の登記の存在を知り得る立場にあり、当社が株式会社ヴィエリスの債務を引き受けると誤信させるような言動をとっていない以上、当時の株式会社ヴィエリスとの取引契約上で免責の登記の効力について信義則違反を主張する原告の請求には理由がないと法的見解を示しており、今後、訴訟において適切に対応してまいります。

以 上